令和５年１１月５日

インボイス領収書発行について

小郡カンツリー倶楽部

令和５年 10月1日より開始されたインボイス制度に伴い、小郡カンツリー倶楽部では領収書の発行及び精算方法を下記の通りとします。

1. インボイス領収書は明細書とセットで有効となります。必ず領収書と明細書をセットにして経理・税務処理を行ってください。
2. ゴルフ場のご利用料金は 10%・8%・非課税と消費税が混合しております。均等割り精算や金額指定精算は出来かねますのでご了承願います。
3. 手書きの領収書は発行しておりません。自動精算機又はフロントの精算機で発行された領収書のみのお渡しとなります。

例：８名分を２つの領収書に分けて支払いたい場合、ロッカーキーを２等分（４人分と４人分）に分けて、それぞれ精算機でお支払い下さい。それぞれの領収書が発行されます。

例：プレー代と食事代等を分けてお支払い。プレー代の領収書と食事代の領収書が発行されます。（事前にフロントへお申し出下さい。）